

法等を確認できるスマートフォン向けアプリ、ごみ分別アプリを配信しています。

このアプリは、ごみの収集日やごみの分別、ごみの出し方等、ごみに関するさまざまな情報を提供する、とても便利なアプリなので、ご活用ください。



ホーム画面

▽ダウンロード方法

端末のQRコード読み取りリーダーを使用し、ダウンロード用のページからアプリをダウンロードしてください。無料でダウンロードできます。ios版（iPhoneやiPad等）とAndroid版（携帯電話やタブレット等）で、それぞれダウンロード方法が異なります。

※通信料は利用者の負担となります。



iOS版



Android版

リユース食器の貸し出し（リデュース、リユース）

燃やすごみや不燃系ごみの発生抑制を図るため、リユース食器の貸し出しを行っています。自治会等による各種イベントや祭りの際に使用する使い捨て容器や割りばし等ごみの減量につながります。



生ごみ処理機への投入のようす



生ごみ減量化処理機器

で、ご利用ください。

生ごみ減量化処理機器購入費補助金制度（リデュース、リサイクル）

家庭から排出される生ごみを自家処理するための生ごみ減量化処理機器を購入する市内在住者に対し、購入費用の80%について補助金を交付しています。ぜひ、ご利用ください。

また、乾燥型電動生ごみ処理機を使用している方を対象に、生ごみ乾燥物の戸別・拠点回収を実施していますので、併せてご利用ください。

生ごみ堆肥化施策（リデュース、リサイクル）

市内の市立小・中学校、市立保育園および一部の集合住宅の23か所に乾燥型電動生ごみ処理機を設置しています。投入された生ごみは、乾燥型電動生ごみ処理機で乾燥処理した後、食品リサイクル堆肥を製造して、市民の皆さんに無料配布しています。配布は、毎週金曜日午後1時～2時（祝日を除く）に、中町リサイクル事業所横（中町3-19-16）で行っています。

で、希望する方は直接お越しください。

また、生ごみリサイクル教室、循環型社会体験（エコベジタブル）教室等の各種講習会も行っていきますので、ご参加ください。

くつ・かばん類の拠点回収（リユース）

家庭で不要になったくつ・かばん類の拠点回収を実施しています。回収したものは国内外で再使用（リユース）されています。毎月第2火曜日午後2時～3時30分に、中町リサイクル事業所にお持ちください。

難再生古紙の拠点回収（リサイクル）

リサイクルが困難なため、燃やすごみとして収集し、焼却処理をしていた紙コップや、紙皿等防水加工された紙や、感熱紙等の「難再生古紙」の拠点回収を市内11か所で行っています。回収した「難再生古紙」は資源化され、燃やすごみの減量や資源の有効利用につながりますので、ご利用ください。

ざつがみの分別施策（リサイクル）

燃やすごみの中には、メモ用紙やがき等、資源になるざつがみが多く混入しています。市民の皆さんに「ざつがみは混ぜればごみ、分ければ資源」になることを広く周知するため、市では、ざつがみ



ざつがみリサイクル袋

リサイクル袋を作成して無料配布しています。また、ざつがみの分別方法やざつがみリサイクル袋の作り方について、ちらしを全戸配布しているほか、市ホームページに掲載しています。ご家庭でのざつがみ分別の徹底をお願いします。

枝木・雑草類・落ち葉の分別施策（リサイクル）

燃やすごみの減量および資源化の推進を目的として、家庭で剪定した枝木・雑草類・落ち葉を無料で回収し、資源化していますので、電話、ファクスおよび電子申請にてお申し込みください。

使用済小型電子機器等の再生利用（リサイクル）

小型家電リサイクル法に基づき、不燃系ごみの減量やレアメタルの回収等適正な処理および資源の有効利用を図るため、収集された不燃系ごみに含まれる使用済小型電子機器等を中間処理場で選別・回収しています。

資源物の持ち去り行為を禁止

「廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例」において、古紙等の資源物を持ち去る行為を禁止する内容の条例改正が、平成28年4月1日に施行されます。これは、行政回収や集団回収で、資源物を排出した人の意図しない者による古紙等の持ち去り行為を禁止するものです。持ち去り行為が発生しにくいまちづくりをめざし、市民や事業者の皆さんに情報を周知し、ご協力いただけるよう進めていきます。

〈燃やすごみの減量〉

平成26年度の燃やすごみの処理量は1万2千707トンとなり、これを平成25年度の1万

2千507トンと比較すると、20%、約0.2%の増加となりました。

本市は、燃やすごみの処理を多摩地域の各団体にお願いしており、施設周辺にお住まいの皆様および関係者の皆様へのご負担を軽減するため、さらに燃やすごみの減量に努めていく必要があります。

市民の皆さんには日々ごよ

2 高齢者福祉

本市の高齢者の総人口に占める割合は20%を超え、高齢化が進んでいます。高齢になっても住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるように、市ではさまざまなサービスを提供しています。

〈介護保険制度〉

介護保険制度は、高齢者などの介護や予防の費用を社会全体で負担することによって、お互いに支え合っていくことを目的としています。

介護保険財政では、サービスの給付に必要な財源のうち、半分は公費（国・都・市）で、残りの半分は40歳以上の方に納めていただく介護保険料で賄われます。

介護や予防のサービスを利用する場合は、基本的に利用料の1割または2割を負担していただきます。残る9割または8割は保険から給付されます。

介護保険給付の適用を受けるためには、要介護（要支援）認定の申請を行い、介護あるいは支援の必要があると認定される必要があります。

介護の必要がある（要介護）と認定された方は介護サービスを、支援の必要がある（要支援）と認定された方は介護

りごみの減量・資源化の推進に取り組んでいただき、深く感謝します。市では、今後ごみの減量に向けた施策に全力で取り組んでいきますので、引き続き皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

問合先 ごみ対策課減量推進係 ☎042-387-9883

予防サービスを利用することができます。

介護保険の対象とならない方も、介護予防教室などの地域支援事業や、市が提供するその他のサービスが利用できる場合がありますので、介護福祉課にお気軽にご相談ください。

介護保険に関する申請や相談は介護福祉課でお受けしていますが、お近くの地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や介護保険施設でも要介護（要支援）認定の申請を代行することができます。

在宅で介護保険のサービスを受ける場合、要介護の方は介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成する介護サービス計画（ケアプラン）に基づいたサービスが利用できます。要支援の方は地域包括支援センターで作成する介護予防サービス計画に基づいた介護予防に効果のあるサービスが利用できます。

〈総合相談・介護予防事業等〉

市では、高齢者の方が、地域で安心して元気に暮らしていけるよう、相談を受けるとともに、介護予防関係事業を実施しています。

在宅での生活や介護・認知症の相談

- ▽地域包括支援センター
- ▽やすらぎ支援員の訪問
- ▽地域支援の協力体制
- ▽高齢者地域福祉ネットワーク支援事業
- ▽もつと活き活き介護予防

3 財政・財務

〈財政健全化の状況と市の抱える課題〉

地方公共団体の財政の健全性について統一した指標で明らかにし、財政の健全化や再

▽小金井さくら体操自主グループの育成

〈生活支援事業〉

65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等の方の自立した生活を維持するため、各種施策を行っています。各サービスには、対象者の要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

日常生活に必要な援助

- ▽高齢者特別生活援助
- ▽自立支援日常生活用具の給付
- ▽自立支援住宅改修の給付
- ▽住宅改修相談の実施
- ▽寝具乾燥の実施
- ▽食の自立支援サービス
- ▽緊急配食サービス
- ▽おむつサービス
- ▽ことばき理容券の給付
- ▽日常生活に不安を感じている方への見守り

▽高齢者福祉電話の貸与

▽緊急通報システムとの貸与

▽徘徊高齢者探知機器の貸与

▽ひと声訪問の実施

▽友愛活動員の訪問の実施

問合先 介護福祉課

- ▽介護保険制度Ⅱ介護保険係 ☎042-387-9882
- 2)
- ▽総合相談・介護予防事業等Ⅱ包括支援係 ☎042-387-9845
- ▽生活支援事業Ⅱ高齢福祉係 ☎042-387-9884
- 3)

生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月に全面施行されたことに伴い、本市でも4つの健全化判断比率と資